第1回「青木小学校」学校規模適正化等検討部会 次 第

日時: 令和6年12月12日(木)

18 時から

場所:神奈川区役所 機能訓練室

- 1 開会
- 2 教育委員会事務局あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 検討部会の趣旨説明
- 5 部会長、副部会長について
- 6 議題「学校規模適正化等の検討について」
- 7 その他、事務連絡等

■本日の配付資料

- 1 委員名簿
- 2 席次表
- 3 「青木小学校」学校規模適正化等検討部会運営要領
- 4 「青木小学校」学校規模適正化等検討部会傍聴に関する要領(参考)
- 5 横浜市学校規模適正化等検討委員会条例(参考)
- 6 青木小学校の不足教室対策に関する説明会報告(参考)
- 7 学校規模適正化等の検討について

「青木小学校」学校規模適正化等検討部会 委員名簿

(敬称略)

分野	氏名	所属・役職等
	澤野 英忠	青木第一自治連絡協議会 会長
	石川 清美	青木第一自治連絡協議会 副会長
	渡邉 範文	青木第一自治連絡協議会 会計監事
地拉伊丰	植松 満美子	青木第一自治連絡協議会 事務局
地域代表	戸張 治行	青木第二自治会町内会連合会 会長
	神谷 易廣	青木第二自治会町内会連合会 副会長
	中川 朋子	青木第二自治会町内会連合会 事務局長
	明歩谷 年生	青木第二自治会町内会連合会 会計
	山下 明日香	青木小学校PTCA 会長
保護者代表	櫻井 美枝	青木小学校PTCA 副会長
	相川 裕	青木小学校PTCA 副会長
学校関係者	後明 好美	青木小学校 校長

分野	氏名	所属・役職等
事少口	大塚 俊昭	教育委員会事務局 学校計画課 課長
事務局	瓜田 智也	教育委員会事務局 学校計画課 担当係長
	新川 裕之	教育委員会事務局 教育施設課 担当係長
	永山 智文	教育委員会事務局 教育施設課 整備係長
関係課	水橋 隆之	教育委員会事務局 教育施設課 計画推進係長
	横山 康孝	教育委員会事務局 東部学校教育事務所 指導主事室長
	近藤 郁仁	神奈川区 区政推進課 まちづくり調整担当係長
	奥村 晃一	神奈川区 こども家庭支援課 担当係長

第1回「青木小学校」学校規模適正化等検討部会

席次表

*****		(関係	系課)		
			奈川区 神奈川区 『庭支援課 区政推進課		

ŗ					
******		(事)	务局)		
	学校計画 大塚 俊		学校計画課 瓜田	担当係長 智也	

	青木第一自治連絡協 会長 澤野 英紀			治会町内会連合会 戸張 治行	
	7				
青木第一自治連絡協議会 副会長 石川 清美					青木小学校 校長 後明 好美
青木第一自治連絡協議会 会計監事 渡邊 範文					青木小学校 PTCA 副会長 相川 裕
青木第一自治連絡協議会 事務局 植松 満美子					青木小学校 PTCA 副会長 櫻井 美枝
青木第二自治会町内会連合会 副会長 神谷 易廣					青木小学校 PTCA 会長 山下 明日香
		青木第二自治会町内会連合会 事務局長 中川 朋子		日治会町内会連合会明歩谷 年生	

記者席

傍聴席

「青木小学校」学校規模適正化等検討部会 運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例(平成25年9月横浜市条例第55号) に基づき設置する、「青木小学校」学校規模適正化等検討部会(以下「部会」という。)の組織、 運営その他必要な事項について定めるものとする。

(調查審議事項)

- 第2条 部会は、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例第5条第1項の規定により、青木小学校 に関する次の各号に掲げる事項について調査審議することとし、調査審議結果をまとめた意見書 を、横浜市学校規模適正化等検討委員会に提出する。
 - (1) 規模の適正化に関すること
 - (2) 通学区域の適正化及び弾力化に関すること
 - (3) その他教育委員会が必要と認める事項

(部会委員)

- 第3条 部会委員は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 青木小学校の通学区域に係る連合自治会長、自治会・町内会長等
 - (2) 青木小学校の保護者代表
 - (3) 青木小学校の学校長
 - (4) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者
- 2 部会委員の任期は、前条に定める調査審議事項について、意見書等を提出するまでとする。
- 3 部会委員の代理は、認めないものとする。

(部会長及び副部会長)

- 第4条 部会に部会長を置く。
- 2 部会長は、横浜市学校規模適正化等検討委員会委員長が指名する。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、横浜市学校規模適正化等検討委員会委員長が指名する部会委員が、その職務を代理する。
- 5 前項で指名された職務代理者を副部会長とする。
- 6 副部会長は、部会長を補佐する。

(会議)

- 第5条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、部会長が選出されていないときは、横浜市学 校規模適正化等検討委員会委員長が行う。
- 2 部会は、部会委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した部会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、会議については、一般に公開するものとする。ただし、部会の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第6条 部会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は 説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和6年9月11日から施行する。

「青木小学校」学校規模適正化等検討部会 傍聴に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱(平成 12 年6月制定)第6条4 項に基づき、「青木小学校」学校規模適正化等検討部会(以下「部会」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴者の定員)

- 第2条 傍聴者の定員は、5人以内とする。
- 2 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、抽選とする。

(傍聴の手続き)

第3条 部会を傍聴しようとする者は、会場の受付で、傍聴券(第1号様式)の交付を受けなければならない。

(秩序の維持)

- 第4条 傍聴者が傍聴席に入場するときは、傍聴券を係員に提示し、その指示に従い着席しなければならない。
- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、部会長が許可した場合は、この限りではない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他部会長が部会の運営に支障があると認める 者は、会場に立ち入ってはならない。

(報道機関の傍聴)

- 第5条 報道機関については、傍聴定員の外とし、部会長の指示に従い傍聴できるものとする。
- 2 報道機関は、写真等の撮影は部会の冒頭とし、部会における発言の録音をしてはならない。

(会場からの退去)

第6条 部会長は、傍聴者が部会の進行を妨害する等部会の運営に支障となる行為をするときは、 当該傍聴者に、部会の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、部会長は、当 該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(部会の非公開)

第7条 部会を非公開とするとき、又は部会長が必要と認めたときは、部会長は、すべての傍聴者 (報道機関含む)に退場を命じることができる。

(退去措置)

第8条 第6条及び第7条の場合に、部会長は、係員をしてその命令を執行させることができる。

附 則

この要領は、令和6年9月11日から施行する。

(表)

第 号

傍 聴 券

年 月 日

「青木小学校」学校規模適正化等検討部会 部会長

(裏)

傍聴される方へ

- 1 会場の指定された場所に着席してください。
- 2 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、部会長が許可した場合を除きます。
- 3 危険物を持っている方、酒気を帯びている方その他部会の運営に支障があると認められる方は、会場に立ち入ることができません。
- 4 傍聴者が、部会の進行を妨害する等、部会の運営に支障となる行為をし、部会長の指示に従わないときは、会場から退去していただきます。

制 定 平成25年9月30日条例第55号 最近改正 平成28年2月25日条例第4号

(設置)

第1条 横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校(以下「小中学校等」という。)の通学区域の適正化及び弾力化並びに規模の適正化を推進する等のため、横浜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として、横浜市学校規模適正化等検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、小中学校等に 関する次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。
 - (1) 通学区域、規模、配置等の基本的な事項に関すること。
 - (2) 通学区域の適正化及び弾力化に関すること。
 - (3) 規模の適正化に関すること。
 - (4) 配置に関すること。
 - (5) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 自治会、町内会その他の地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定 する地縁による団体の役員
 - (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者
 - (4) 小中学校等の長
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期 は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

- 第5条 教育委員会は、委員会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるとき は、臨時委員を置くことができる。
- 2 臨時委員は、教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、教育委員会が行う。
- 2 委員会は、委員(特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時 委員を含む。次項において同じ。)の半数以上の出席がなければ会議を開くことができな い。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決 するところによる。

(部会)

第8条 委員会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員30人以内をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員又は臨時委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「委員会」とあるのは「部会」と、同条第2項中「委員(特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた」とあるのは「部会の委員(当該部会に委員長に指名された臨時委員がある場合にあっては、その」と、同条第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ委員会又は部会において必要があると認めるときは、 関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出 を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員 会に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

青木小学校の不足教室対策に関する説明会

1 開催概要

日時:令和6年10月11日(金)夕方の部:16時から 夜の部:19時から

場所:青木小学校 体育館

参加者数: 夕方の部: 63人 夜の部: 64人 計127人

2 説明会における御質問

(1) 夕方の部

|☆ 検討部会の部会委員はどのように選定するのか。

→部会委員は、保護者・地域・学校の代表者という形で考えています。

保護者代表はPTCAの方、地域代表は青木小学校の通学区域内における2つの連合町内会、青木第一自治連絡協議会、青木第二自治会町内会連合会の方、学校代表は青木小学校の学校長に参加いただくことを予定しており、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例に基づき委員任命を行い、御議論いただくことを考えています。

☆ 現在、指定地区外就学で青木小学校に通学しているが、下の子も青木小学校に通学したいと考えている。きょうだい児が在籍していれば、下の子も通学できると聞いたが、それは現状を踏まえても特に変わりないのか。

→指定地区外就学に該当する理由として、「既に兄弟姉妹が区長の許可を受け、指定された学校 以外の学校に通学しているため、兄弟姉妹と同じ学校に通学を希望する場合」も含まれているた め、青木小学校の学校長にご相談いただくことは可能です。指定地区外就学の承諾については、 通学等の支障や学校の施設状況等を勘案し、学校長が判断します。

☆ 青木小学校が教室不足になることは予測できたと思う。現時点で教育委員会として具体的な対応策があれば伺いたい。

→青木小学校の子供たちが増えていく中で、一つはハード面の対応としてもう少し学校の施設で、なんとか対応できないかと考えています。ただし、施設の使用面積に制約があるため、学校運営上の留意点も出てくることから、学校にも相談をさせていただきつつ、どのような対応ができるのかということについて検討させていただきたいと考えています。

もう一つの方法として、青木小学校の通学区域を見直すということも考えています。

いずれの案も含め、今後検討部会の中で議論いただき、最終的な解決策を見出していきたいという状況です。まだ方向性としてこれでいくと決まっていることはありません。

☆ 令和 | | 年に教室不足が見込まれていますが、今回検討を進めるにあたって、どのくらいを目途に結論を出すのかスケジュールを教えてほしい。

→第1回の検討部会を開催する準備を進めているところですが、具体的にいつまでに結論を出さなければいけないといったことは決めていません。検討部会ごとにニュースを発行し、検討内容を保護者、地域の皆さまにお伝えするとともに、御意見もいただきながら、検討を行いたいと考

えています。

しかしながら、教室不足が見込まれている中で、何年もかけて検討する状況でもないと思います。スピード感をもって、取り組んでいきたいと考えています。

☆ 学区変更をするとなった場合に、過去の事例を踏まえて、例えば通学距離が今よりも 遠くならないようにする等、基準があれば教えてほしい。

また、二谷小と斎藤分小が統合するという話を聞いたが、青木小学校の状況から統合 しないほうがよかったのではないかと思うが、そのあたりの見解も伺いたい。

→通学区域の見直しは具体的に決まったルールがあるわけではありませんが、仮に通学区域の見直しを行う場合には、どのあたりが対象区域として考えられるか、検討部会の中で御議論いただきたいと考えています。検討にあたっては、子供の居住状況、通学距離、地形、自治会町内会の区域等の基礎データをお示しし、御議論いただくことになると思います。

2点目の斎藤分小学校、二谷小学校について、現在、斎藤分小学校は学年によっては1クラスしかない学級がある小規模校となっています。教育委員会としては、12学級以上を適正規模校という形で考えており、二谷小学校と斎藤分小学校の学校統合について3年間くらい検討部会で御議論いただきました。最終的に検討部会では、将来、青木小学校が通学区域を見直す可能性があることも踏まえて、当面の間、統合を見送るということで意見がまとまりました。

☆ 青木小学校はそろそろ建替えの時期が来るのではないか。

→青木小学校の校舎は、横浜市内では建築年数が若い校舎となっています。

横浜は高度経済成長期に多くの学校が建設され、同じ時期に老朽化を迎えているという状況です。昭和40年代に建設された建物から最優先で検討していく必要があるため、青木小学校は150周年を迎えた学校ではありますが、こちらの体育館のように平成に入ってからの建物があるといったこと等を加味すると、まだ建替えを実施する時期ではないと考えています。

☆ ハード面で対応するとなった場合は、800人以上を今の施設で受け入れなければならないということか。

→その通りです。ただし、今の校舎で児童が入りきれない状況が目前に迫っている中で、例えばプレハブ校舎を建てるという話になると、グラウンド以外に建てる場所がないため、体育の授業等、子供たちの教育環境に課題が生じるため、ハード面で対応する場合は、そのあたりもどうしていくべきか議論していかなければならないと考えています。

☆ 検討部会の内容はどのように共有されるのか。コロナ禍以降、回覧板もあまり回って こないため、どのように情報発信するのか教えてほしい。

→検討部会を開催するたびに、議論内容や検討部会で出た意見をまとめた検討部会ニュースを発行する予定です。青木小学校に通学する児童の保護者及び同校の通学区域のすべての家庭に全戸配付します。また、ホームページにも掲載して情報発信していきます。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/aoki-husoku.html

☆ 入学前に青木小学校の現状が分かっていれば、進学先について他の選択肢も検討できたと思う。これから入学する家庭に対して説明していただけるのか。

→まずは、検討部会ニュースの配付やホームページの掲載によって、情報発信していきますが、 必要に応じて検討します。

☆ 幼稚園や保育園にも、青木小の現状及び将来通学区域の見直しの可能性があることを 伝えてほしい。

→まずは、検討部会ニュースの配付やホームページの掲載によって、情報発信していきますが、 必要に応じて検討します。

☆ 検討部会の中で通学区域の変更を行うとなった場合に、変更が適用されるのはいつからなのか。

→毎年10月の就学通知の発送時期が基本となります。

仮に通学区域を見直す場合には、就学通知の発送前に「横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横 浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則」を改正する必要があり ます。

例えば、検討部会で御議論いただいた結果、令和6年度内に通学区域の見直しを行うことが決定となった場合も、適用となるのは令和7年4月に入学される方ではなく、令和8年4月に入学される方からとなります。

☆ きょうだいがいる場合、通学区域の変更によって下の子が上の子と異なる学区を案内される可能性があるということか。

→原則はそのとおりです。

(2) 夜の部

- ☆ 青木小学校の通学区域内の開発状況について、910 戸プラスアルファが予測されているとのことだが、ファミリータイプやコンパクトマンション等、様々なタイプがあると思うが、そういった実態もつかんでいるのか。
- →資料に記載の総戸数にはファミリータイプ以外のタイプも含まれています。 ただし、児童数の予測にあたっては、ワンルームタイプのマンションは除き、ファミリータイプ の戸数に基づき増加分を算出しています。

☆ 7年度だけでも330戸ぐらい増える想定とありますが、児童数の推移の表では、7年度から8年度の児童の増加数は2名だけとなっています。児童数の増加の見込みというのはどのように立てられているのでしょうか。

→マンションのタイプ(分譲・賃貸、面積等)によって、どのくらい児童が増加するか見込んでいます。

鶴屋町に建設された「ザ・ョコハマフロントタワー」はこれまで、分譲タイプとして予測値を入れていましたが、現時点では投資用に購入された方が大変多いと聞いています。そのため、今後はおそらく賃貸マンションと同様に入居されることが考えられることから、改めて賃貸タイプとして予測値を積み上げています。そのため、これからどのような影響が出てくるのか、未知数な部分もありますが、この先「ザ・ョコハマフロントタワー」での居住者が増えてくると、それによる影響等はかなりあるものと考えています。

☆ 通学区域の見直しを行う場合、周辺校に振り分けられることになると思うが、周辺校 の状況について教えてほしい。

→青木小学校は、斎藤分小、二谷小、幸ケ谷小、三ツ沢小、宮谷小と接しております。

昨年、幸ケ谷小学校につきましては、不足教室が発生する見込みとなり、隣の神奈川小学校と 学区変更させていただいており、幸ケ谷小学校は教室に余裕がないため、なかなか難しいと考え ています。通学区域を変更するとなった場合は、現状、まだ受入れが少し可能だと考えている、 斎藤分小、二谷小、三ツ沢小、宮谷小は、候補となり得ると思います。

☆ 周辺校のあたりには、マンションはあまり建たないという見通しなのか。

→現時点で、三ツ沢小、宮谷小、二谷小、斎藤分小の通学区域内では、大規模なマンション開発の計画はなく、児童数については、横ばいで推移していく見込みとなっています。二谷小学校と斉藤分小学校は直近まで学校統合についていろいろとお話させていただいていたエリアになっております。斉藤分小学校は、高い建物が建ちにくい地域ということもあり、現在3年生のみが2学級でそれ以外は1学級という規模の学校となっています。二谷小学校も大きな建物が建つ予定はないというところで把握しておりますが、現在の学校規模が維持される形で推移していくと考えております。

☆ 通学区域が変更された場合、指定地区外就学制度によって青木小学校への通学が認められる可能性があることを理解しました。

指定地区外の場合、保護者の付き添いが通学時に必要になると思うが、登校班の維持 等、そのあたりの見解はあるか。

→指定地区外就学制度につきましては、学校長が通学等の支障や学校の施設状況等を踏まえて判断を下します。そのため、保護者の方の付き添いが必要となるかについても、学校長の判断によります。

☆ 教室不足の時期が早まり、来年度教室不足が見込まれてしまったので、来年から通学 区域を変更するといったような、短期的な通学区域の変更が生じる可能性はあるのか。

→毎年10月の就学通知の発送時期が基本となります。

仮に通学区域を見直す場合には、就学通知の発送前に「横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横 浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則」を改正する必要があり ます。

例えば、検討部会で御議論いただいた結果、令和6年度内に通学区域の見直しを行うことが決定となった場合も、適用となるのは令和7年4月に入学される方ではなく、令和8年4月に入学される方からとなります。

☆ 幸ケ谷小学校の通学区域変更はどのようなスケジュールで行われたのか。

→今年(令和6年)の3月に幸ケ谷小学校の通学区域を一部変更させていただく内容の説明会を 開催させていただきました。それに伴いまして、今年(令和6年)8月に規則改正しています。

☆ 児童数の予測はかなり難しいと思うが、令和 |2 年度以降の児童数は増加、減少、横ばい等、どのような予測をしているのか。

→横浜市では、令和2年国勢調査の結果を基準とした横浜市将来人口推計というものを公表しています。

その中で、横浜市全体でみると人口減少ではあるものの、神奈川区や港北区、西区といった中心部については人口が逆に増加するという傾向になっております。その指標を基に考えますと青木小学校においても、令和12年度以降の子供の数は減らないだろうと考えています。

☆ 通学区域が変更になる場合、適用される児童は、通学区域変更後に新たに入学するお子さんが適用されるのか。それとも、既に青木小学校に通っている在校生も適用の対象になるのか。

→通学区域変更の施行日以降に新入学される児童及び転入学される児童が対象となります。

☆ 現在 35 人学級ということですが、年度途中に 35 人を超えてしまう可能性があると感じている。年度途中に 35 人を超えた場合に、子供たちのサポートはどのようなことを考えていただけるのか。

→教職員の配置については、5月1日時点の児童数により決定します。そのため、5月1日以降 に児童が増加し、学級数が増となる場合も、教員の追加は原則行わず、5月1日時点の学級数で 年度内は運営を行います。

学校の状況に応じて、教育委員会事務局としても適宜支援してまいります。

☆ 特別教室の教室数や広さは決まっているのか。もし、決まっていないのであれば、特別教室を普通教室に変えていく可能性はあるのか教えてほしい。

→学級規模を基に理科室や家庭科室、音楽室などのそれぞれの特別教室について、必要な教室数が決まっています。その中で何らかの形で対応可能な特別教室については、一般教室に転用して教室数を確保するということをこれまでに行ってきました。特別教室の中には、転用することができない教室もあるため、教室転用でのこれ以上の対応は、学校運営に支障が生じるレベルになってきており、教室数に余裕がない状況です。

☆ 通学区域変更後に下の子が入学する場合、その時点で既に上の子が卒業している場合は、変更後の学校に通うにことになるのか。それともきょうだい児が通学していたことを理由に青木小学校へ通うことができるのか。

→原則、下のお子さんは青木小学校ではなく、通学区域変更後の小学校に通っていただくことになります。

☆ 今回の課題に対する学校長の見解はどうか。

→学校長としても、課題だと思っている旨は共有いただいており、今後、検討部会等で一緒に検 討させていただきたいと思います。

教育委員会としては、学校長とも連携しながら課題解決に向けて邁進してまいります。

☆ R6の個別支援学級児童数は 40人なので、 I クラスあたり 6、 7人かと思うが、個別支援学級の教室は一般学級と同じ面積を使用しているのか。

→一般学級の教室の広さは横浜市の基準で基本的には8m×8mの64 ㎡としています。一方で、個別支援級の1学級の上限人数は8名と決まっていますが、教室面積の基準は定められていない状況です。そのため、場合によっては大変御不便をおかけしてしまうのですが、教室をパーテーションで半分に仕切って教室数を確保している学校もあります。

☆ 個別支援学級の児童も通学区域変更の対象となるのか。

→原則で申し上げますと、そのようになります。ただし、個別の事情等もあるかと思いますので、 その場合は指定地区外就学制度の活用等の検討をしていただくことになります。

☆ 検討部会委員以外の意見はどのように吸い上げていくのか。

→皆様からの御意見は、教育委員会事務局学校計画課宛にメールやお電話等で随時受け付けております。皆様からいただいた御意見は、検討部会の中で報告をした上で、いただいた御意見を参考に、検討部会委員の皆様に御議論いただきます。

☆ 横浜市において、既存の敷地にプレハブ校舎を建てて学校運営するという事例は、直 近でどれくらいあるのか。また、プレハブ校舎を建てる基準はあるのか。

→横浜市全体では、小学校で23校、中学校で4校にプレハブ校舎を設置して学校運営を行っています。

プレハブ校舎を建てるにあたり、原則的には一般教室に転用可能な教室を全て転用したにもかかわらず、現状の校舎では児童を受け入れきれないとなる場合に、はじめて検討します。プレハブ校舎は暫定校舎であるため、数年で児童数が落ち着くと見込まれる場合の対策として建設します。今後も児童数が維持または増加する見込みの場合、施設面としては恒久的に利用できる増築棟の整備を検討します。

☆ 通学区域変更の対象区域の案はあるのか。

→現時点でここが対象という案は持ち合わせていません。これから様々な検討材料をそろえた上で、検討部会にて御議論いただくことを考えています。

☆ 小学校が新設されることはないのか。

→青木小学校周辺には、横浜市で保有している市有地がありません。民間の土地が売却され未利 用地が生まれることもありますが、学校を建設するために必要な標準面積として 10,000 ㎡を満 たす土地がないという状況です。



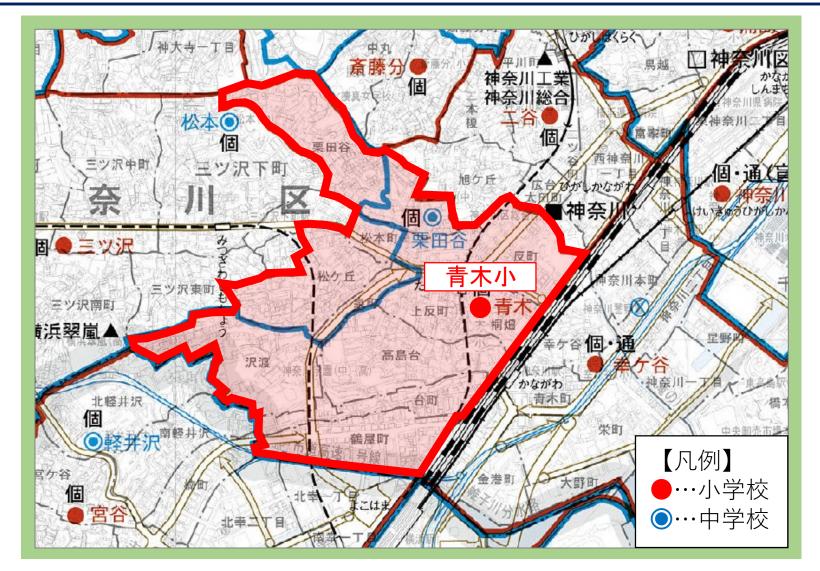
【次第-6】 学校規模適正化等の検討について

明日をひらく都市OPEN×PIONEER

(1) 現在の児童数・学級数 ※今和6年5月1日時点

	児童数	学級数					
一般学級	743人	24学級					
個別支援学級	40人	6学級					
計	783人	30学級					
【適正な学校規模の考え方】							
11 12	24 25	30 31 (学級数)					
小規模校	適正規模校	E規模校 過大規模校					
「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」							

(2) 通学区域図

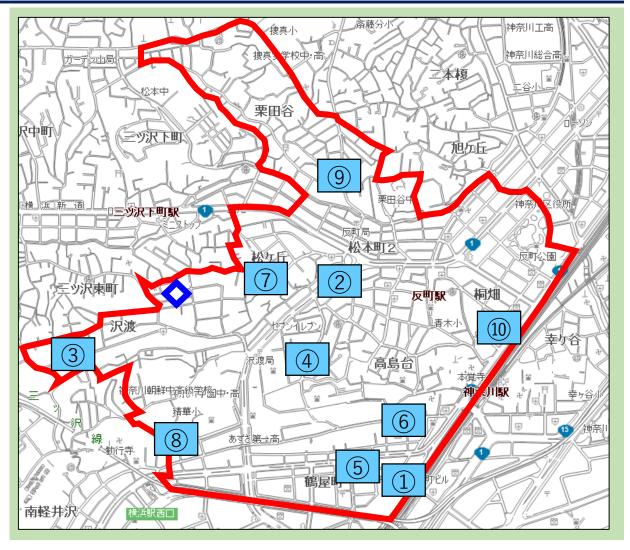


(3) 通学区域内の開発状況

	開発所在地	入居年	住宅種類・総戸数
1	鶴屋町1丁目41番	R6	集合分譲住宅・459戸
2	泉町16番5	R7	集合賃貸住宅・16戸
3	沢渡54番 2	R7	集合分譲住宅・36戸
4	高島台24番1	R7	集合分譲住宅・98戸
5	鶴屋町2丁目9番	R7	集合分譲住宅・80戸
6	台町8番1	R7	集合分譲住宅・80戸
7	松ケ丘47番	R7	集合賃貸住宅・23戸
8	沢渡4番2	R9	集合分譲住宅・53戸
9	栗田谷15番11	R10	集合分譲住宅・70戸
10	桐畑2番	R9	集合分譲住宅・170戸
			総戸数 1,085戸

今後開発が想定される場所

◆ JR東日本松ケ丘寮跡地(松ケ丘) ※現在解体中

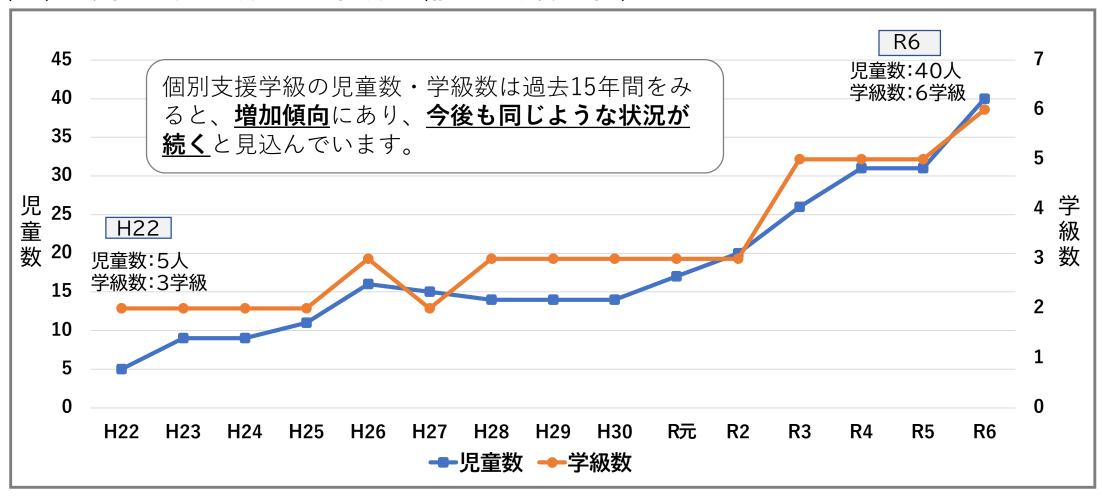


(4) 今後の児童数・学級数(一般学級)

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
児童数	743	785	787	784	794	800	820
学級数	24	24	24	24	25	26	27

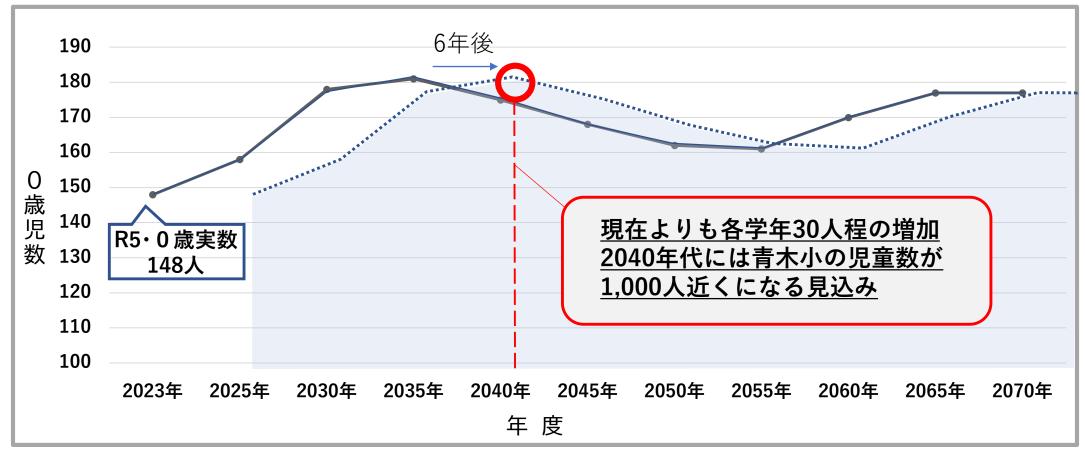
- ※R6は令和6年5月1日時点の実数、R7以降は令和6年度義務教育人口推計による推計値
- ※R7以降は、全学年35人学級
- ※この義務教育人口推計には、前頁の①~⑨のマンション等で新たに入居が予想される児童数を 見込んでいます。
- ※一般教室として使用可能な教室数は25教室

(5) 今後の児童数・学級数 (個別支援学級)



(6) 長期的な今後の見込み

<青木小学区内の0歳児推計値>※横浜市将来人口推計を基に算出



(7) 施設面



【敷地面積】9,288㎡

【校地面積】2,499㎡

【保有教室】31教室

(内訳)

一般教室として使用可能な教室:25教室

個別支援教室:6教室

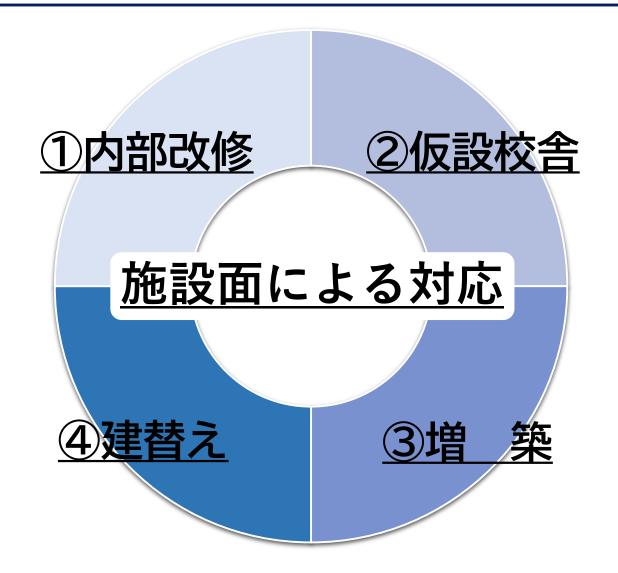
青木小学校では、児童の増加に伴い、 毎年のように一般教室への内部改修を 行っています。

グラウンド面積が狭小であるため、仮 設校舎を設置した場合、授業等の学校 運営に支障があるため、慎重な判断が 必要となります。

2 対応策

施設面による対応

通学区域の見直し



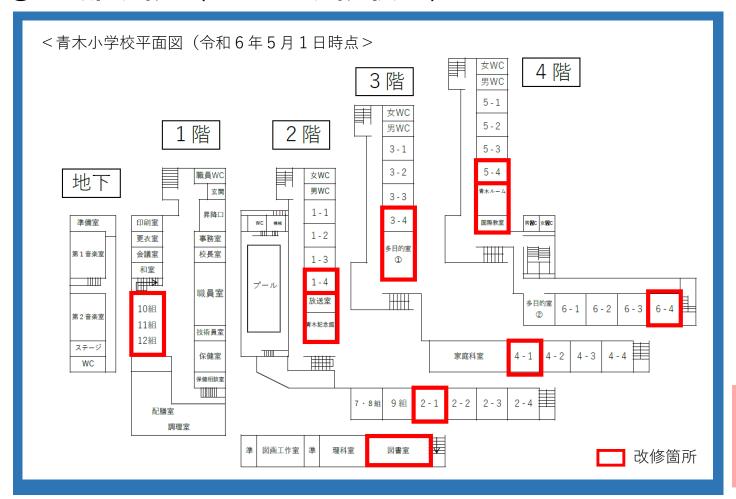
明日をひらく都市 **OPEN X PIONEER**

YOKOHAMA

1内部改修

対応策(施設面による対応)

① 内部改修(過去の改修状況)



改修年

改修内容

- H26 多目的室→普通教室
- R2 多目的室→普通教室 多目的室→普通教室
- R3 青木記念館→青木記念館、国際教室 個別支援教室→普通教室 個別支援教室・国際教室→普通教室 個別支援教室・ランチルーム→個別支援教室
- R4 図書室→普通教室、多目的室 視聴覚室→図書室
- ▶ R5 青木記念館→普通教室 放送室・スタジオ→放送室、青木記念館

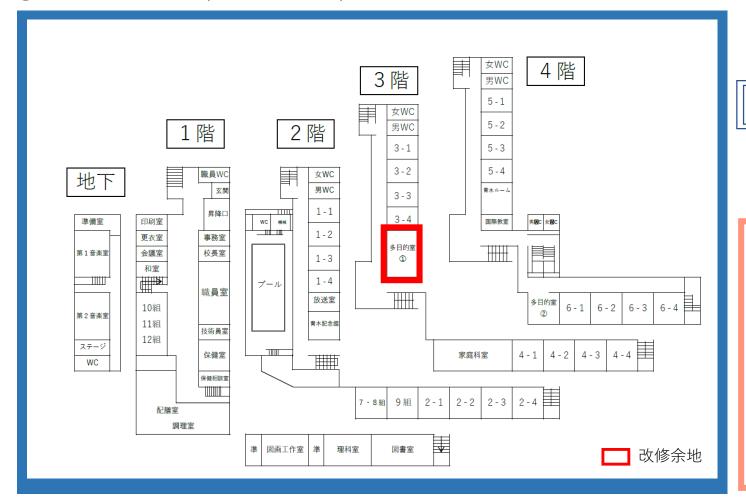
過去10年間で普通教室への内部 改修を7教室分行っています。

明日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA

1内部改修

2 対応策(施設面による対応)

① 内部改修(改修余地)



改修可能な場所 ⇒ 3 階多目的室



普通教室への改修は技術的に可能ですが、これまで繰り返し内部改修を行ってきたため、すでに少き数数室等、自由な用途で使用でする教室がほとんどない状況です。そのため、これ以上の内部改修するでは、望ましくありません。

明日をひらく都市 **OPEN X PIONEER**

YOKOHAMA

②仮設校舎

対応策(施設面による対応)

②③ 仮設校舎(プレハブ)・増築

【検討条件】

仮設校舎 …2~5年程で児童数が落ち着く見込みで教室不足が解消される場合

増

築 …当面の間、児童数は減少せず、教室不足の解消が見込まれない場合

【事業スケジュール】 IR6 IR8 R9 R10 プレハブ設計・工事 基本設計 発注 仮設校舎 実施設計 基本設計 工事 増築

明日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA

②仮設校舎

2 対応策(施設面による対応)

②③ 仮設校舎・増築(仮に検討する場合の候補地)





仮設校舎を建設する場合、グラウンドに設置することになり、現在よりもさらにグラウンドが狭くなり、 体育の授業等、学校運営に支障が出ます。 また、工事期間中は校庭の利用に制限が出ます。

明日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA

2 対応策(施設面による対応)

②③ 仮設校舎・増築(仮に検討する場合の候補地)



新しく建てるには北側 の補強擁壁への影響の 懸念があります。



【懸念事項】

- ・北側の補強擁壁
- ・既存校舎接続部の工事振動騒音
- ・旧北校舎の地中埋設物の懸念 (工期の延伸の可能性がある)

【補足】

Q.既存校舎に上積みはできないのか? A.建物の高さが最高15m(※)に制限されるとともに、北側斜線制限も適用されます。そのため、**青木小学校の既存校舎や体育館棟の上に建築することはできません。**

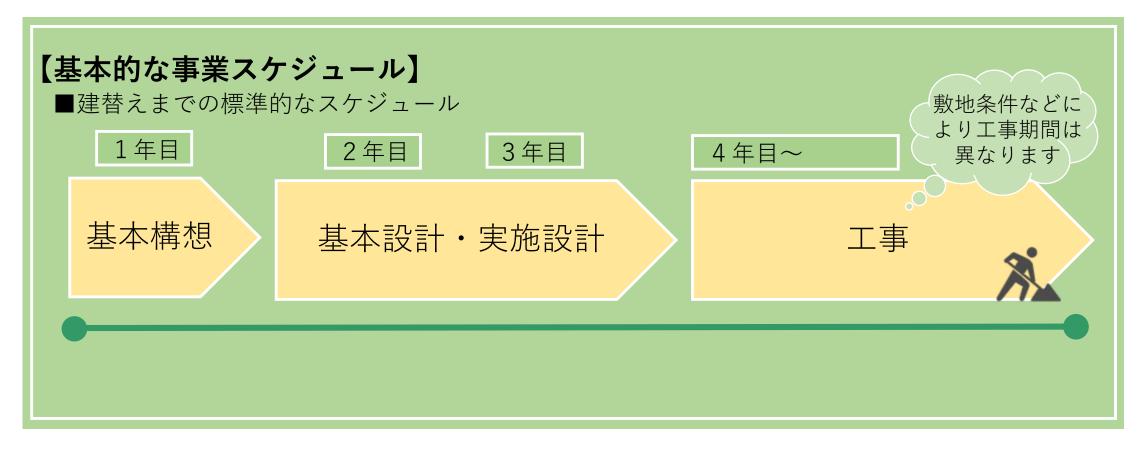
※第2種中高層住宅専用地域



③增築

④ 建替え





④ 建替え



ローリング

仮設校舎利用

移転建替え

内容

一部の棟を新設→現校舎の一部 を解体→別の棟を新設→・・・ と繰り返し工事を行う。 グラウンドに仮設校舎を設置し、 現校舎を解体

新校舎を新設後、仮設校舎を撤去する。

学校運営を他の場所で行い、そ の間、建替え工事を行う。

候補地:公園

謂 題

- ■校舎新設と校舎解体を繰り返すため、工事期間が長期間となる。
- ■新校舎完成時の移転作業 が複数回となる。

- ■仮設校舎設置によりグラウンドが長期間使用不可となる。
- ■仮設校舎設置や解体により、 建替え事業期間がより長期化す る。
- ■公園を別の用途で使用する場合、都市計画変更手続き等の手続きを踏む必要があり、現実的に極めて困難である。



どの手法についても、長期間にわたるため、教室不足の解消に間に合いません。

施設面による対応は、場所、スケジュール、学校運営面等からも課題が多く、 教室不足の解消にはなりません。



以上のことから、 教育委員会としては、施設面での<u>対応は困難</u>と考えます。

その他 懸念事項

◎給食室の運営

現在の給食室の中で作ることができる給食数には限度があり、今以上に児童が増加すると、必要な**給食数の提供が困難な状況になります。**

2 対応策(通学区域の見直し)

【通学区域設定にあたっての考え方】

「学校規模」「通学距離」「通学安全」を基本としつつ、「地域コミュニティとの関係」や「行政区」「小学校・中学校の通学区域」を総合的に配慮して設定する。設定にあたっては、道路、鉄道、河川等で地形的に通学区域が区分されていることが望ましい。(「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」抜粋)

【通学距離】

徒歩での通学を前提に、

小学校 … 片道おおむね 2 キロメートル以内中学校 … 片道おおむね 3 キロメートル以内

を望ましい通学距離とする。

通学区域の見直しを行う場合は、通学区域が接する隣接校との間で検討を行います。 また、一般的に飛び地の区域が生じないよう、一部分だけではなく、周辺も含めて検討を行います。

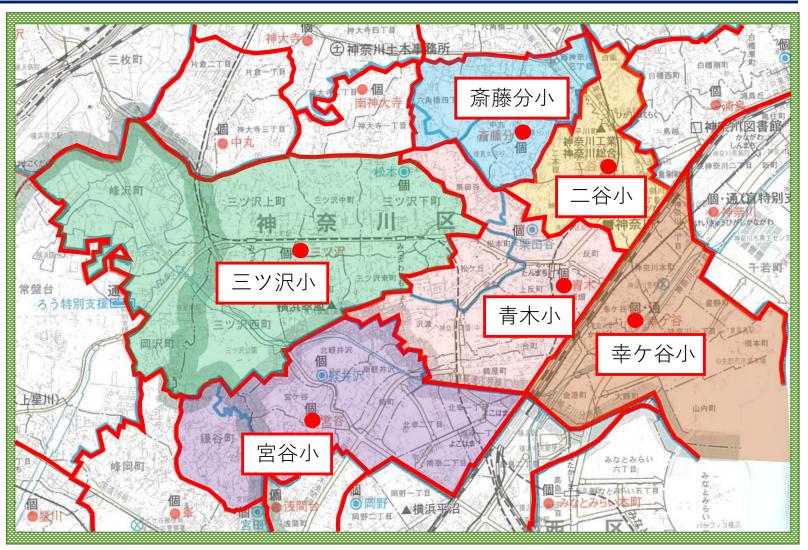


2 対応策(通学区域の見直し)

【青木小学校の隣接校】

通学区域が接する区域を中心に、見直しをした場合の受入校の教室状況等から対象区域の検討を行います。





対応策(通学区域の見直し)

R6は令和6年5月1日時点の実数。R7以降は令和6年度義務教育人口推計による推計値

244 J.H. /	5	DC	DZ	DO	DO	D10	D11	D10	四十兆点
学校名	占	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	保有教室
± ↓ .l.	児童数	743	785	787	784	794	800	820	25
青木小	学級数	24	24	24	24	25	26	27	25
文磁八八	児童数	195	211	221	224	216	217	220	10
斎藤分小	学級数	7	8	9	9	9	9	10	※ 1
一公儿	児童数	392	386	376	362	336	324	323	14 ※ 2
二谷小	学級数	14	14	14	13	12	12	12	
幸ケ谷小	児童数	694	707	700	705	695	660	635	25
	学級数	24	24	24	24	23	21	21	※ 3
三ツ沢小	児童数	800	790	815	791	763	772	750	26
	学級数	25	26	27	27	26	26	25	※内部改修によ + 2 CR予定
宮谷小	児童数	661	643	612	577	563	513	470	22
	学級数	22	22	21	20	20	18	17	23

^{※1} 内部改修により最大2教室確保可能

^{※2} 学級数の推移を基に建替えを検討中

^{※3} 幸ケ谷小は学校のグラウンドに増築棟を建築し、現在、幸ケ谷公園をグラウンドとして使用しているため、これ以上の受入れは不可。 23